



次 第

取扱注意

／ 4 2

資料 2

1 防災関連行事 実績（6年度上半期）

(1) 防災パトロール

(2) 防災訓練（取水期を前にしたコミュニティタイムラインの確認）

(3) 災害対策

2 防災関連行事 予定（6年度下半期）

原子力防災訓練

3 国民保護協議会委員の人数変更

4 その他

5 質疑等

2 防災関連行事 予定（6年度下半期）

原子力防災訓練

(1) 期 日

令和6年12月1日（日）

(2) 場 所

美山支所、南丹市役所中央庁舎、丹波自然運動公園

(3) 訓練目的

原子力防災上、UPZ内における南丹市美山町の市民について、適時適切、安心安全に避難させるために、次の訓練を実施し、各流れを、住民のみならず職員についても習熟する。

- ① 情報伝達訓練 職員、美山町のUPZ内における市民の方々
- ② 屋内避難訓練 同
- ③ 広域避難訓練 職員、各地区代表者（各区長等）
- ④ 要配慮者支援の通信訓練 職員（福祉相談課）

2 防災関連行事 予定（6年度下半期）

(1) 原子力防災訓練 (2) 訓練内容

UPZ内住民の一時移転等



- ▶ 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、福井県、京都府及び関係市町が、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退却時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行う。
- ▶ UPZ内関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- ▶ なお、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況に基づき、府県災害対策本部が府県域を越える避難が必要と判断した場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された兵庫県及び徳島県の避難先で受入れを行う。
- ▶ 避難先施設が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入ができない場合は、同一府県又は関西広域連合において避難先の調整を行う。
- ▶ なお、UPZ内において、道路等が通行不能な場合の復旧策や降雪時の避難経路の確保等の対応は「4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応」とおり。

府県名	市町名	府県内避難先	府県外避難先
福井県	高浜町	敦賀市	兵庫県 三田市、猪名川町 伊丹市、川西市 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、姫路市、市川町、福崎町、神河町 丹波市、小野市、加東市
	おおい町	敦賀市	
	小浜市	鯖江市、越前市	
	若狭町	越前町	
	舞鶴市	京都市、宇治市、城陽市、向日市	兵庫県 神戸市、尼崎市、西宮市、淡路市
	綾部市	福知山市、亀岡市	徳島県 鳴門市、松茂町、北島町
京都府	南丹市	南丹市内	洲本市、南あわじ市
	京丹波町	京丹波町内	兵庫県 芦屋市 上郡町 明石市、加古川市、高砂市 稲美町、播磨町
	福知山市	福知山市内	
	宮津市	福知山市、京丹後市、与謝野町、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市	
	伊根町	京丹後市、精華町	

UPZ
「Urgent Protective Action Planning Zone」とは、原子力災害時に放射線被ばくによる影響を最小限に抑えるために、緊急防護措置を行う区域

2. 防災関連行事 予定（6年度下半期）

(1) 原子力防災訓練 (2) 訓練内容

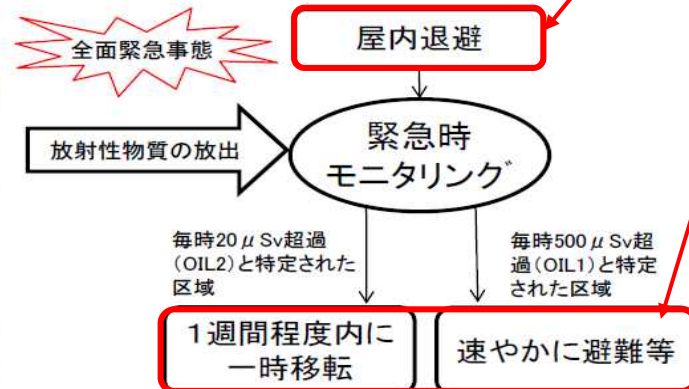
UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。毎時500 μ Sv超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、毎時20 μ Sv超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20 μ Sv超過している区域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(一時移転等^{※1})を的確に実施できる体制を整備する。

訓練項目



UPZ内の防護措置の基本的な流れ



※1 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

2. 防災関連行事 予定（6年度下半期）

(1) 原子力防災訓練 (2) 訓練内容

一時移転等に備えた関係者の対応（京都府）

- 京都府及び関係市町は、警戒事態で災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行
- 京都府は、住民の一時移転等に備え、京都府内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置

訓練項目

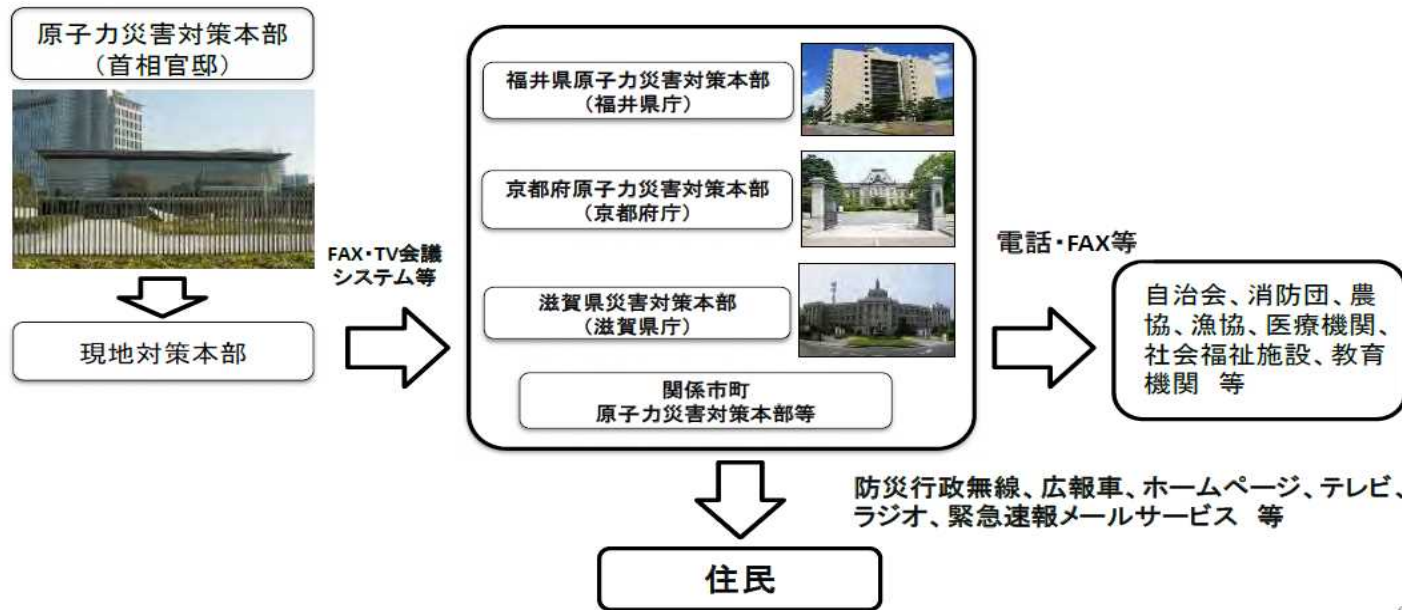


2 防災関連行事 予定（6年度下半期）

(1) 原子力防災訓練 (2) 訓練内容

一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町に対し、FAX・TV会議システム等を用いて伝達。
- 福井県、京都府、滋賀県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



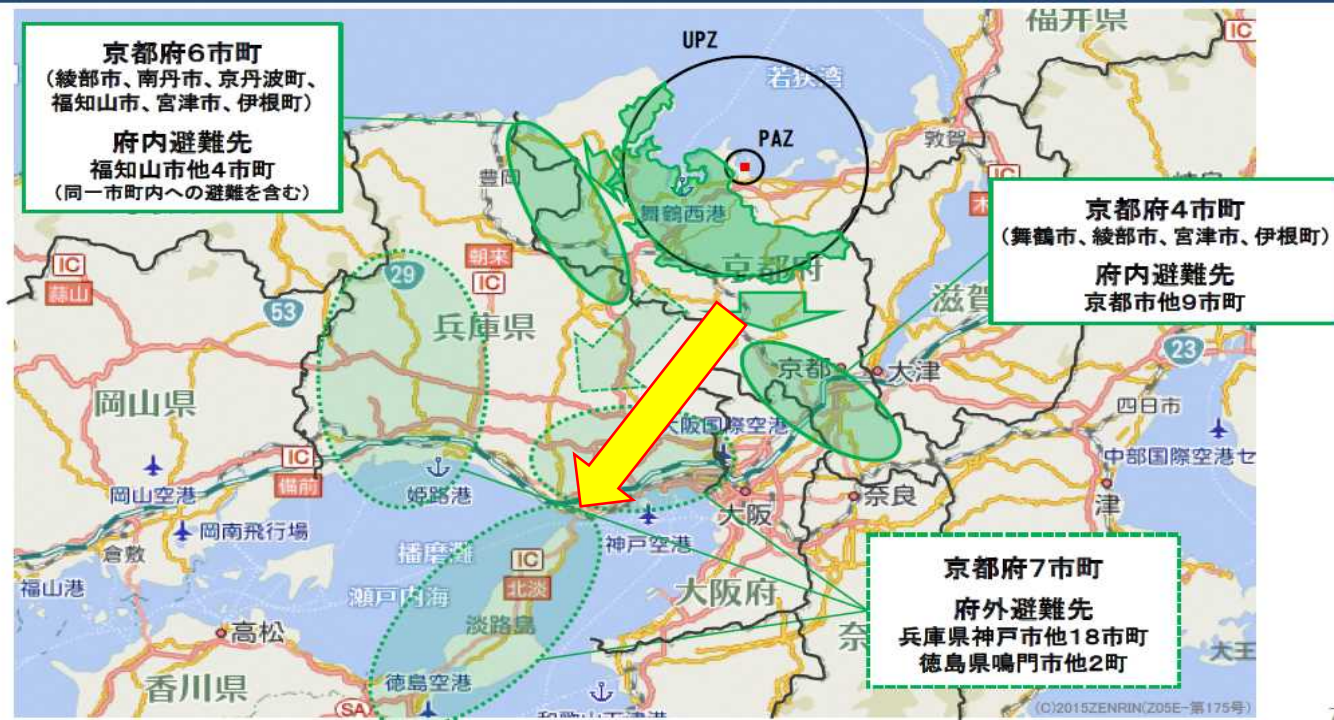
2. 防災関連行事 予定（6年度下半期）

(1) 原子力防災訓練 (2) 訓練内容

UPZの京都府内各市町の避難先

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- UPZ内にある京都府内各市町の住民の避難先は、京都府内及び府外(兵庫県、徳島県)において避難先を確保。
- 避難先を選定する際には、避難先の準備状況、避難先までの道路状況などを考慮して選定。気象情報についても活用。



2. 防災関連行事 予定（6年度下半期）

原子力防災訓練

(3) 情報伝達訓練

○ 訓練放送（約8分）（令和5年度の訓練時実施した放送文）

南丹市役所危機管理課から、原子力防災訓練の訓練放送を行います。

これは訓練放送です。これは訓練放送です。

福井県を震源とするマグニチュード7の地震により、高浜原子力発電所4号機において、外部電源が喪失し、設備の故障により非常用炉心冷却装置による原子炉へのすべての注水が不能となりました。
国より原子力緊急事態宣言が発令されました。これを受けて南丹市では、原子力発電所から概ね30km圏内にあたるUPZにお住まいの住民の皆様に対し、「屋内退避指示」の訓練放送を実施します。

【一呼吸間を開けて（以下「訓練放送」部分）】

これは訓練放送です。これは訓練放送です。

南丹市災害対策本部からお知らせします。

南丹市災害対策本部では、高浜原子力発電所で発生した事故に関し、次の区域の皆様にご自宅などに退避していただく「屋内退避指示」を発表しました。

対象区域は、次の区域を除く美山町全域です。除外区域は、白石、佐々里、原、板橋の区域です。

対象区域の皆様は、今後、指示があるまで家の中に入り、窓やドアを閉めて、換気をやめて下さい。

この区域内の事業所の皆様は、直ちに帰宅又は屋内退避して下さい。

この区域内に滞在している旅行者等は、直ちに帰宅して下さい。

屋内退避とともに、避難携行品の準備等を行って下さい。

その他の区域の皆様は、特別な対応の必要はありませんが、無用な外出は控えて下さい。

落ち着いて、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意して下さい。

（以上、「訓練放送」部分を繰り返し）

以上、南丹市災害対策本部からお知らせしました。

2. 防災関連行事 予定 (6年度下半期)

原子力防災訓練

(4) 住民避難訓練

12月1日 (日) 0710 発災 (地震)
0730 全面緊急事態
0740 放射性物質放出開始
0800 同 停止
0900 避難指示開始

避難指示 (役所)

各地区の代表者 (区長等)

各々住民の私有車

美山支所 (想定_各々の集合場所 (4箇所))

徒歩

美山支所の待機所

人員点検 (区長)

美山支所の検査会場

簡易問診票 (職員)

安定ヨウ素剤配布 (職員)

通過証 (職員)

避難バス乗車

昼食 (参加者分)

京丹波の除染会場 (研修)

美山支所 (想定_淡路島)

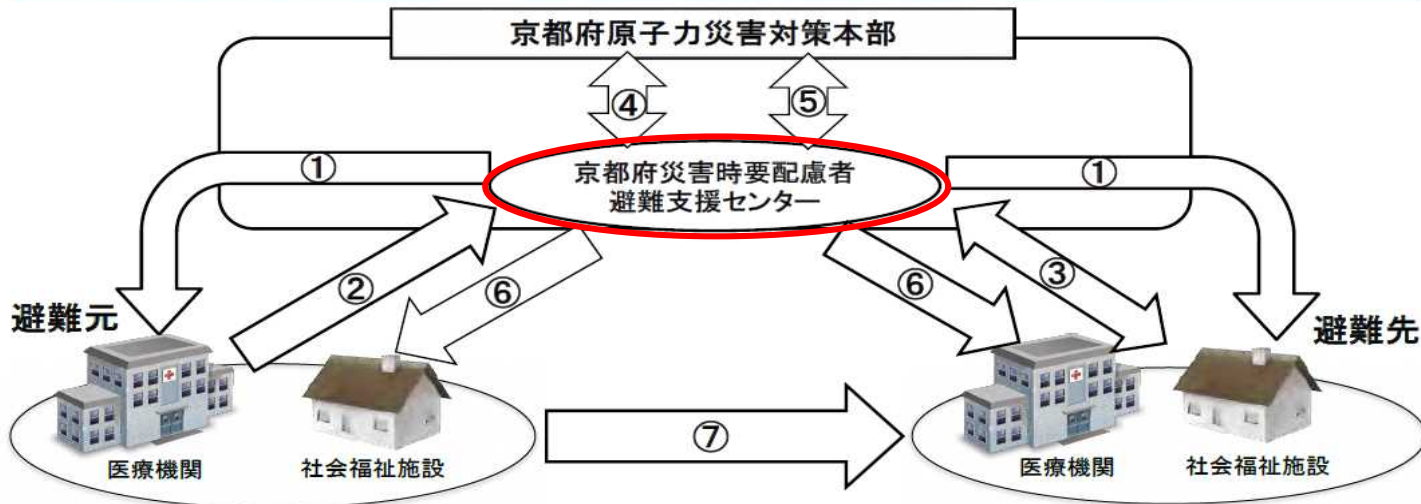
2 防災関連行事 予定（6年度下半期）

(1) 原子力防災訓練 (5) 要配慮者の避難

京都府における医療機関・社会福祉施設の受入先確保のための調整スキーム



▶ 京都府では、一時移転等の防護措置が必要になった場合、京都府原子力災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターが受入れに関する調整を速やかに実施。



受入先確保のマッチングフロー

- ①: 災害時要配慮者避難支援センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、災害に関する情報を提供
- ②: 避難元医療機関・社会福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な移送手段を報告
- ③: センターによる受入先の状況確認及びマッチングの実施
- ④: センターと京都府原子力災害対策本部において調整の上、必要な輸送手段を確保
- ⑤: センターと京都府原子力災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整
- ⑥: センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、避難方針を連絡
- ⑦: 避難の実施

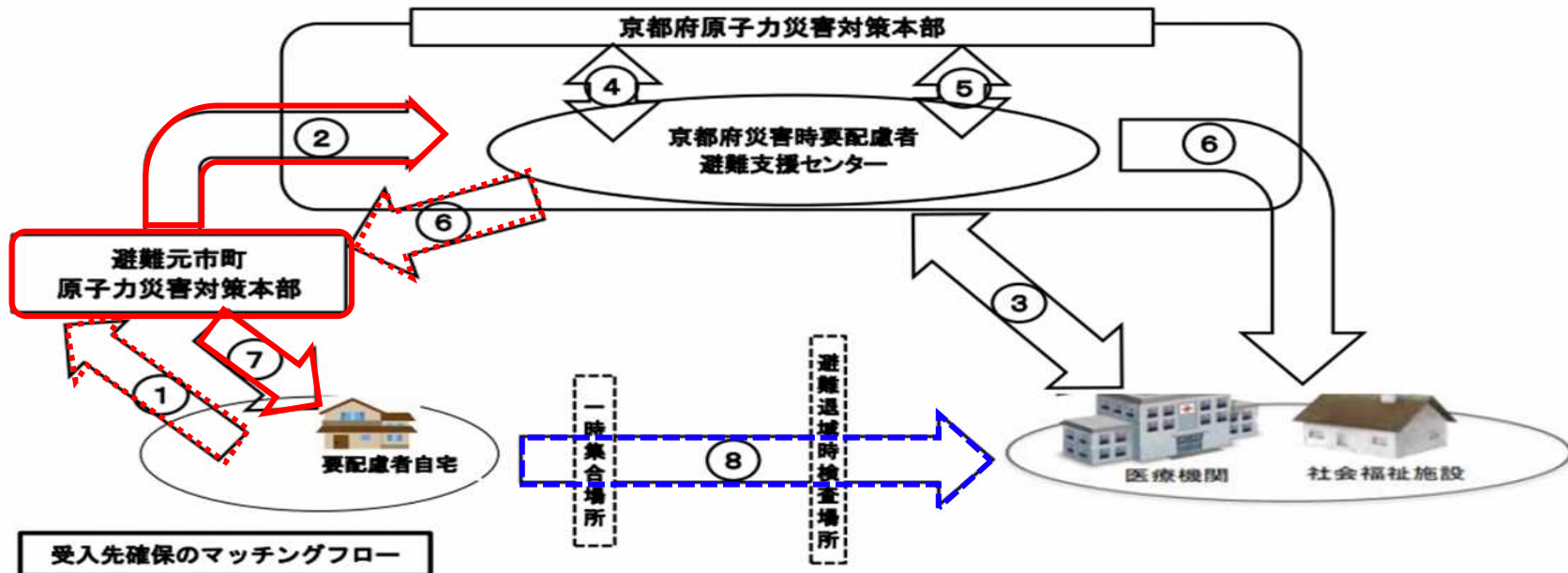
※ 事象の規模、時間的な推移に応じて、早期の段階で避難等の予防的防護措置をとる場合に備えて、UPZ内の医療機関・社会福祉施設を対象に避難時の対応についての具体化・充実化を行っていく。
※ 京都市他府内市町に避難先を確保

2. 防災関連行事 予定（6年度下半期）

(4) 原子力防災訓練

(5) 要配慮者の避難

在宅要配慮者の受入先確保のための調整スキーム



受入先確保のマッチングフロー

- ①: 在宅要配慮者から居住市町の災害対策本部に避難先確保要請（様態、輸送手段の有無）
 - ②: 避難元市町災害対策本部からセンターに①調整を要請
 - ③: センターによる受入先のマッチング実施
 - ④: センターと府災害対策本部において調整の上、必要な輸送手段を確保
- 災害対策本部は、バス及びタクシー協会等に輸送車両の提供要請

- ⑤: センターと府災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整
- ⑥: センターから受入先施設・避難元市町災害対策本部へ避難方針を連絡
- ⑦: 避難元市町災害対策本部から在宅要配慮者へ、避難方針を連絡
- ⑧: 避難の実施

在宅重度要配慮者の防護措置

➤ 在宅重度要配慮者については、市町村において策定する個別避難計画等に基づき、京都府災害時要配慮者避難支援センターが調整する社会福祉施設等へ支援者等とともに避難を実施。

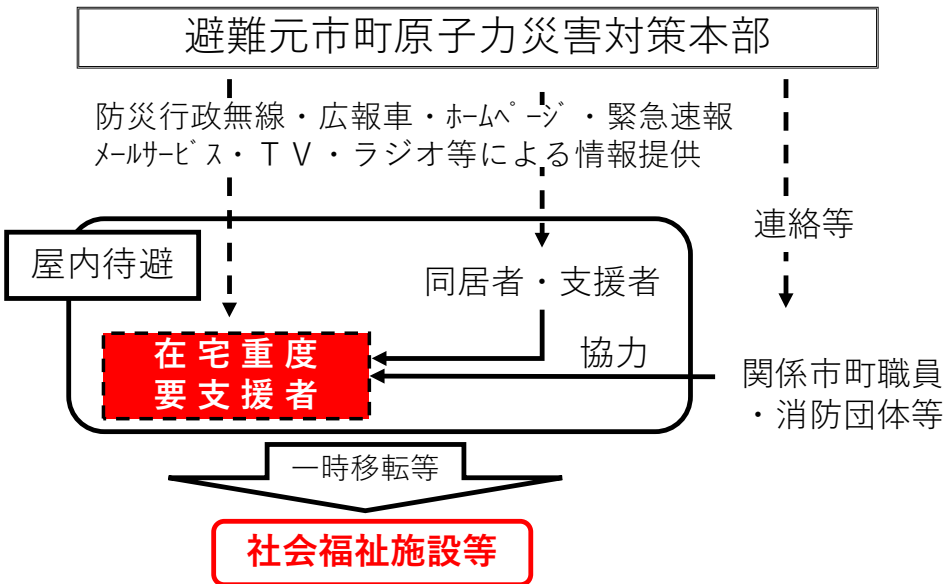
UPZ内の災害時避難行動要支援者数

令和5年6月現在

令和6年6月現在

対象要配慮者	対象人数	南丹市
在宅要配慮者（8市町）	554人	5人
医療施設入院患者	400人	2人
福祉施設入所者	1,690人	19人
合計	2,644人	26人

● 避難行動要支援者の搬送手段については、在宅要配慮者を中心にタクシー要請を行うが、医療施設、福祉施設で有する搬送車両に不足を生じる場合は、タクシーの出動要請を行う。





次 第

- 1 防災関連行事 実績（6年度上半期）
 - (1) 防災パトロール
 - (2) 防災訓練（取水期を前にしたコミュニティタイムラインの確認）
 - (3) 災害対策
- 2 防災関連行事 予定（6年度下半期）
原子力防災訓練
- 3 国民保護協議会委員の人数変更**
- 4 その他
- 5 質疑等

3 国民保護協議会委員の人数変更

○南丹市防災会議条例

平成18年1月1日
条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、南丹市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南丹市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 京都府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 京都府警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育委員会のうちから市長が任命する者
 - (6) 消防団関係者のうちから市長が任命する者
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

6 前項の委員の定数は、45人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残存期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、京都府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日条例第301号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、平成25年8月9日までの間において、この条例による改正後の南丹市防災会議条例(以下「新条例」という。)第3条第5項第8号の規定により任命される者の任期は、新条例第3条第7項の規定にかかわらず、平成25年8月9日までとする。

3 国民保護協議会委員の人数変更

○南丹市国民保護協議会条例

平成18年6月28日
条例第256号

(目的)
第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、南丹市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)
第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。
2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)
第3条 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)
第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)
第5条 協議会に、幹事20人以内を置くことができる。
2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。
3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)
第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)
第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成18年9月29日条例第299号)
この条例は、公布の日から施行する。

「防災会議」と「国民保護協議会」は、国民の生命財産を守るという趣旨目的が同類の会議であることから、同時開催をすることが多くあります。
委員数についても、45名で同数にすることが望ましいと考えます。



次 第

- 1 防災関連行事 実績（6年度上半期）
 - (1) 防災パトロール
 - (2) 防災訓練（取水期を前にしたコミュニティタイムラインの確認）
 - (3) 災害対策
- 2 防災関連行事 予定（6年度下半期）
原子力防災訓練
- 3 国民保護協議会委員の人数変更
- 4 その他**
- 5 質疑等

4 その他 紹介事項

(1) 収容避難所・臨時避難所の検討

令和3年5月の災害対策基本法改正を受け、避難情報が改定されたことや、令和6年1月に発生した「令和6年能登半島地震」による避難所運営にかかる課題等を勘案し、南丹市の迅速かつ円滑な避難所運営を図るため、収容避難所、臨時避難所の配置を検討する。

- ⇒ 警戒レベル3で高齢者など要配慮者の避難開始の判断が必要となり、速やかな避難所開設が必要。
- ⇒ 配置する職員数に限界があることから、避難所設定の再考が必要。
- ⇒ ペット同室避難について検討が必要。

4 その他 紹介事項

(2) 災害時応援協定の締結

ア 災害時における手話等のコミュニケーション支援を必要とする聴覚障がい者への支援に関する協定

(ア) 期日：令和6年6月18日（火）

(イ) 協定内容

- a 避難情報の提供及び誘導
- b 避難所への避難状況の確認
- c 避難所における避難生活を送るために必要な情報の提供
- d 災害発生後の事後処理、各種申請手続きの同行

イ 三井住友海上火災保険株式会社と水災害時の損害調査の提供に関する協定

(ア) 期日：令和6年9月1日（日）

(イ) 協定内容

水災害における住民の被害に関する調査結果並びに住民から提供を受けたデータ及び情報の提供

ウ 災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書

(ア) 期日：調整中

(イ) 協定内容

南丹市と

- ・ 一般社団法人DPCA
- ・ 一般社団法人 地域再生・防災ドローン利活用推進協会
- ・ RUSEA 京都南丹支部 株式会社clip
- ・ 株式会社Fujitaka
- ・ 株式会社WorldLink&Company
- ・ 株式会社UNIXIA

とは、南丹市の区域内で危機事象、地震、風水害その他災害が発生し、又はそのおそれがある場合におけるドローンを活用した支援活動（情報収集、被災者の捜索救助、災害現場の地図作成支援、防災訓練への支援等）について、協定を締結する。

4 その他 照会事項

(3) ワンコイン浸水センサー

⇒ 国土交通省が検証中の**浸水状況を検知するシステム**で、ワンコイン（500円）程度を目標価格にしたもの。（現状は5000円程度）
浸水状況をリアルタイムに把握することで、迅速な災害対応や地域への情報発信を可能にすることを目的としています。

浸水センサ設置状況

近畿地方整備局

参加自治体数 17市町村

滋賀県

野洲市

京都府

長岡京市

南丹市

木津川市

大阪府

堺市

兵庫県

姫路市

豊岡市

加古川市

西脇市

小野市

三田市

養父市

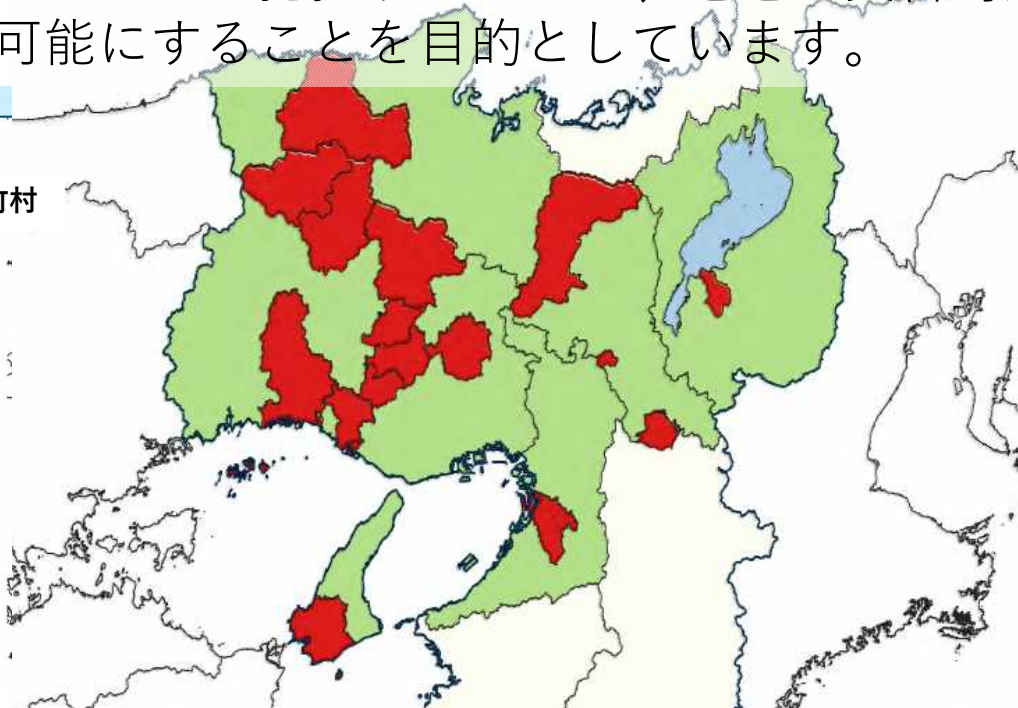
丹波市

南あわじ市

朝来市

加東市

播磨町



4 その他

照会事項 (3) ワンコイン浸水センサー

設置場所	センサID	デバイスID	QRコード画像	設置位置	写真	
横田上	2621312006	021FF55A	浸水センサー端末 ID:021FF55A 	水路面から59cmの位置		
横田下	2621312005	021FF4F9	浸水センサー端末 ID:021FF4F9 	水路面から49cmの位置		
河原町上	2621312003	021FF5DC	浸水センサー端末 ID:021FF5DC 	道路の高さと同じ位置		
河原町下	26213112002	021FF5CF	浸水センサー端末 ID:021FF5CF 	道路から17cm下の位置		
木崎町上	2621312001	028CB765	浸水センサー端末 ID:028CB765 FW ver 1.1.2 	道路の高さと同じ位置		
木崎町下	2621312004	021FF5E9	浸水センサー端末 ID:021FF5E9 	道路から12cm下の位置		

ログイン後、この表示となります。
これをスクロールすると。



9/26 14:45



凡例

- 浸水センサ設置地域
- 浸水発地域



南丹市の設置箇所の各大図

国土交通省は、現在検証中のセンサーであり、実証実験参加者のみが閲覧可能としていましたが、有益な防災情報であるため、地域の方々がWEBで閲覧できるようにする「一般公開」を検討中です。南丹市でも、有効性が確認されたならば、防災の一助として活用したいと考えている。

新潟県の各大図

- 凡例
- 浸水なし
 - 浸水あり
 - 浸水あり(アンダーパス)
 - 更新遅延
 - 異常検知
 - 浸水エリア(推定)

3 国民保護協議会

(4) 原子力災害対策住民避難計画の改定

平成29年以来、未改正

主な変更点

- ・ 感染症対策（コロナ関係等）
- ・ 避難順路の明確化
- ・ 広域避難ガイドラインの反映
- ・ 広域避難要領の反映



次 第

- 1 防災関連行事 実績（6年度上半期）
 - (1) 防災パトロール
 - (2) 防災訓練（取水期を前にしたコミュニティタイムラインの確認）
 - (3) 災害対策
- 2 防災関連行事 予定（6年度下半期）
原子力防災訓練
- 3 その他
- 4 国民保護協議会
- 5 質疑等**



りく・なつ同室避難推進プロジェクト 来庁_8.23 (金)
プロジェクトHPより

End

